

新型コロナウイルス感染拡大防止に関する行動指針（2021）

ver.1.1

ステップ	項目				
	授業	実習	学生の課外活動	学生の学内入構制限	附属施設
1 (制限一小)	原則、対面授業を行う。 (補講など授業の一部においては、オンライン授業を認める。)	個別対応で判断する。	個別対応で判断する。	感染拡大防止に十分な配慮(学内感染防止マニュアル)の遵守等)を求めた上で入構を認める。	図書室の利用を制限する。 体育館の利用を制限する。
2 (制限一中)	対面授業とオンライン授業を併用する。	個別対応で判断する。	クラブ活動を停止する。	対面授業時のみ入構を認める。	図書室の利用を事前許可制とする。 体育館の利用を事前許可制とする。
3 (制限一大)	原則、オンライン授業のみ行う。	原則、延期及び中止とする。	学内外の全活動を停止する。	原則、入構を禁止する。 ・一部対面授業を実施する場合は入構を認める。 ・事務手続きに関しては入構を認める。	原則、附属施設の全てを閉鎖する。

※新型コロナウイルス感染者が発生した場合は、近畿大学のマニュアル及び飯塚市・保健所の指示に従い対応する。

※本指針は、今後の状況に応じて、随時見直しを行う。

【Web入社試験の対応について】

自宅にWi-fi環境が整備されていない場合は、キャリア支援室を窓口として、図書館学習室、情報演習処理室の利用を認める。

【情報処理演習室の利用について】

遠隔授業の課題作成等において自宅でパソコン環境が整っていない場合、教学担当を窓口として、情報処理演習室の利用を認める。